

## 「最先端研究開発支援会議」の開催等について

平成 21 年 6 月 19 日

総合科学技術会議議長決定

- 1 総合科学技術会議令(平成12年6月7日政令第258号)第4条の規定に基づき、「最先端研究開発支援プログラム」(以下「プログラム」という。)の着実な推進を図るため、プログラムに関する基本方針、中心研究者及び研究課題の選定、フォローアップ等についての審議・検討を行うことを目的として、「最先端研究開発支援会議」(以下「支援会議」という。)を開催する。
- 2 支援会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- 3 支援会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、支援会議の運営に関する事項その他必要な事項は、支援会議座長が定める。